

# 一般社団法人 日本旅館協会

## 会員資格基準規程

平成24年10月1日制定

平成28年3月14日改正

**第1項** 会員である経営者は、相当期間の旅館業経営の経験を有し、社会的信望が篤く、旅客に安全、清潔、快適な宿泊を提供することによって観光事業の推進に寄与し、協会の趣旨目的に理解と熱意を有する者であること。

(解釈)

1. 会員である経営者は資力信用があり、営業上の徳義を守るとともに社会的な責任を果たすことはもちろん、旅館生活衛生同業組合並びに地域旅館組合に加入するなど、地域社会において人望を有する者でなければならない。

<注>

- (1) 経営者の資力信用が有るとは、協会が定める賦課金等の納付が「会費等に関する内規」に基づき履行されることが必要不可欠な条件であることを指す。
  - (2) 営業上の徳義を守るとは、適正な料金のもとに健全なサービスを提供することであって、宿泊料金の過当競争、不当料金の要求、秩序を乱す誘客行為をしないこと、並びに営業上の申し合わせ事項を遵守することをいう。
  - (3) 社会的な責任とは、社会的にも信頼、尊敬をうけるとともに、社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すものであってはならない。安全、清潔、快適な宿泊を提供するという公共的な責任を果たすという自覚を持つことをいう。
  - (4) 旅館生活衛生同業組合並びに地域旅館組合に加入することは望ましいことであり、地域同業者と相協調し、業界全般の向上の推進力となるとともに、延いては地域の観光事業の発展に寄与するような経営者でなければならないからである。
2. 法的処罰または成年被後見人若しくは被保佐人の処分を受けたり、さらにその人格識見にとかくの評判がある者は、社会的信望がある者とはいえない。ただし、復権した場合で、それが社会的に公認されたものについてはこの限りでない。
  3. 時間単位で客室を提供し、旅行者を宿泊対象としない営業方針を主とするものは、旅客に快適な宿泊を提供するものとはいえないので、選考の対象としない。
  4. 公的宿泊施設その他これに類するもので、民間企業と著しく運営形態が異なるものは、選考の対象としない。
  5. 商店店舗及び住宅部門等が宿泊施設と同一の建物を共同使用する場合は、宿泊施設のある階に、宿泊部門専用の入口、適当な広さのロビー(応接設備)及びカウンターを設けたフロント設備が設備されていれば、選考の対象とする。

**第2項** 新規開業の旅館業については、営業許可の取得をもって選考の対象とする。会員施設が新規旅館ホテル(買収含む)を開業した場合も同様とする。

会員施設を会員でないものが譲り受けて営業する場合もこれに準ずる。

**第3項** 会員施設従業員が親切丁寧なサービスを提供し、かつ、施設の規模に応じた適正な

接客従業員を配置する等旅客に充分満足を与えるものであること。

(解 釈)

1. 従業員のサービスについて悪評のあるもの、または、旅客からの不満の申告があって、調査の結果著しく不良と認めた場合は失格とする。
2. 接客従業員の配置については、客室、食事会場等においてスムーズに基本的サービスを提供し得る人員を配置するものとする。

**第4項** 旅客から収受する宿泊料金、諸税等をフロントまたはホームページに公示するものとし、その公示は良心的な内容と表現のものであること。また、法令で定めている宿泊約款を整備するとともに、日本旅館協会会員の証である会員証を表示すること。

(解 釈)

良心的な内容と表現とは、宿泊料金に朝食、夕食が含まれているかどうか、また、諸税の税率及び定額を明示するとともに、その他付帯料金がある場合は、これらを旅客にわかりやすく表示することをいう。

**第5項** 総客室数は旅館営業5室以上、ホテル営業10室以上、基準客室数は以下に定める室数以上であること。ただし、それぞれの定数の9割以上を充足する場合は、支部連合会長の判断により、これらによらないことができる。

基準客室とは、和室の場合主室が6畳(9.9平方米)以上20畳(33平方米)までのものをいい、洋室の場合は9平方米以上とする。

また、快適な宿泊を提供するために、客室定員は原則として和室の場合2畳(3.3平方米)に1人、洋室の場合4.5平方米に1人を基準とする。

基準客室数

総客室数	必要な基準客室数
5～10室	5室以上
11～30室	5室＋(総客室数－10室)×1/2 室以上
31室以上	15室＋(総客室数－30室)×1/3 室以上

ただし、端数は切り捨てとする。

(参考)

総客室数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基準客室数	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9
総客室数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基準客室数	10	10	11	11	12	12	13	13	14	14
総客室数	25	26	27	28	29	30	50	100	200	300
基準客室数	15	15	16	16	17	17	30	60	120	180

**第6項** 施設、設備及び調度品は、次の条件を満たし、これらが常に十分な管理のもとに補修が行き届き、清潔でかつ快適性が保持されていること。

1. 客 室

基準客室の設備は、次の各条件を満たすものであること。なお、基準客室以外の客室についても、次の条件を満たすことが望ましいが、(3)から(8)までの設備、備品及び調

度品は、必ず整備するものとする。

- (1) 客室は床の間を有し、次の間または踏込みが有ること。
- (2) 隣室との境は、壁仕切りであること。
- (3) 内外からの施錠装置が有ること。
- (4) 卓上電話の設備が有ること。
- (5) 換気採光が充分であること。
- (6) 外光線の入る部分には、遮光設備が有ること。
- (7) 適当な冷・暖房設備が有ること。
- (8) 調度品が整っていること。

ただし、洋室については、上記(1)の条件を除くことができる。

(解 釈)

1. 壁仕切りを必要とする意味は、プライバシーの保持が目的であるから、隣室の会話が聞こえるような薄い壁や、はめこみ式の、いわゆる襖壁、アコーディオン方式の仕切り、あるいは欄間を設けたものは、不適格である。
  2. 換気とは、室内の換気ができるような回転窓、天井空気抜き、空調装置が設備されている状態をいう。
  3. 採光は、客室または縁側へ外光線が入るものでなければならない。
  4. 遮光設備とは、雨戸、厚手のカーテンをいう。
  5. 冷・暖房設備は、立地条件によりいずれかを省略することが出来る。
  6. 基準客室となる洋室は、シングル、ツイン、ダブル、トリプルとし、いずれにも椅子、テーブル等の調度品が整っていること。
2. フロント  
館内入口の近くに、宿泊客と対応するに適したフロント設備を整備すること。
  3. ロビー  
館内のフロントの付近に、適当な広さのロビー(応接あるいは休息設備)が有ること。
  4. 洗面所
    - (1) 客室の有る階ごとに、客室7室以内につき1ヵ所の割合で設けてあること。
    - (2) 定員5名につき1個の割合で水栓が有り、鏡が付いていること。
    - (3) 客室に洗面所の設備が有る場合は、上記(1)及び(2)の設備基準はその限りでない。

(解 釈)

階と階の間に有るものは、上下階共用とみなして計算する。

5. 浴 室

- (1) 浴室及び脱衣室は、男女の区別があること。
- (2) 浴室には、温水と冷水両用の水栓が有ること。
- (3) 浴槽は、定員相応の広さを有するものであること。
- (4) 客室に浴室を設備してある場合は、上記(3)の設備基準はその限りでない。

(解 釈)

定員相応の広さとは、客室定員を8で除した数の人が同時に入浴できる広さをいう。

## 6. トイレ

- (1) 客室の有る階ごとに設けてあること。
- (2) 入口から男女別になっていること。
- (3) 水洗式で、防虫、防臭の設備が有ること。
- (4) 手洗い設備が完備していること。
- (5) 全客室にトイレが完備している階については、上記(1)の条件はその限りでない。

(解 釈)

1. 廊下等に面した入口が1つで、これにドアが有り、中で男女別に別れているものは不可。
2. 廊下等に面した入口正面に衝立が有り、左右に男女の区別をしたもので、衝立の部分が常に廊下から見通せる場合は、入口から男女別になっているものとみなす。
3. 下水道が不完備の地域では、浄化槽を設けること。ただし、寒冷地あるいは高地、その他特殊地勢のため、技術的な点で浄化槽を設けることが不可能な場合は、防虫、脱臭の設備に特に配慮すること。
4. 防虫とは、金網等の設備のことであり、脱臭とは、薬品または脱臭灯を用いて臭気を感じさせないことをいう。
5. 手洗いには、ペーパータオル、エアタオル等常に清潔なものを使用できる設備が有ること。

**第7項** 消防法第8条の2の2及び第8条の2の3に基づく「防火対象物定期点検報告制度」の対象施設である場合は、定期点検報告を励行していること。

**第8項** 会員は、必ず旅館賠償責任保険に加入し、施設の規模に応じ万一の事故の場合に充分補償できる体制でなければならない。

(解 釈)

1. 会員は原則として、日本旅館協会旅館賠償責任保険に加入するものとする。
2. 「充分補償できる体制」とは、最低でも補償限度額が、施設事故の場合1名7,000万円以上・1事故7億円以上であるものとする。

**第9項** 貴重品の預かり設備が完備していること。

(解 釈)

1. 貴重品預かり袋は、厳封出来るものであること。
2. 事務室に設備する貴重品収納金庫は、耐火据付式のものであること。

**第10項** 地域、その他建築構造等の関係で、第5項及び第6項の条件を充足することが不可能であることを認めた場合には、支部連合会会長は、その特殊事情を文書で本部に提出すること。

附 則

- 1、この規程の制定・改訂は理事会の議を経て決定するものとする。
- 2、この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 14 日から適用する。